

学校敷地内禁煙

(第四章 熊本県における敷地内禁煙推進の取り組み)

一学校こそ まず禁煙一

良寛堂薬局 高濱 寛

要約

1. 熊本県は、学校敷地内禁煙率が全国最下位である。
2. 学校の環境衛生管理や薬物乱用防止活動を行う学校薬剤師の取り組みが期待される。
3. 実態調査結果から今後の活動、想定される問題、解決策を検討する必要がある。
4. くまもと禁煙フォーラムの2009年の標語を「学校こそ まず禁煙」とした。

キーワード：学校敷地内禁煙、学校薬剤師、健康増進法、受動喫煙、薬物乱用防止

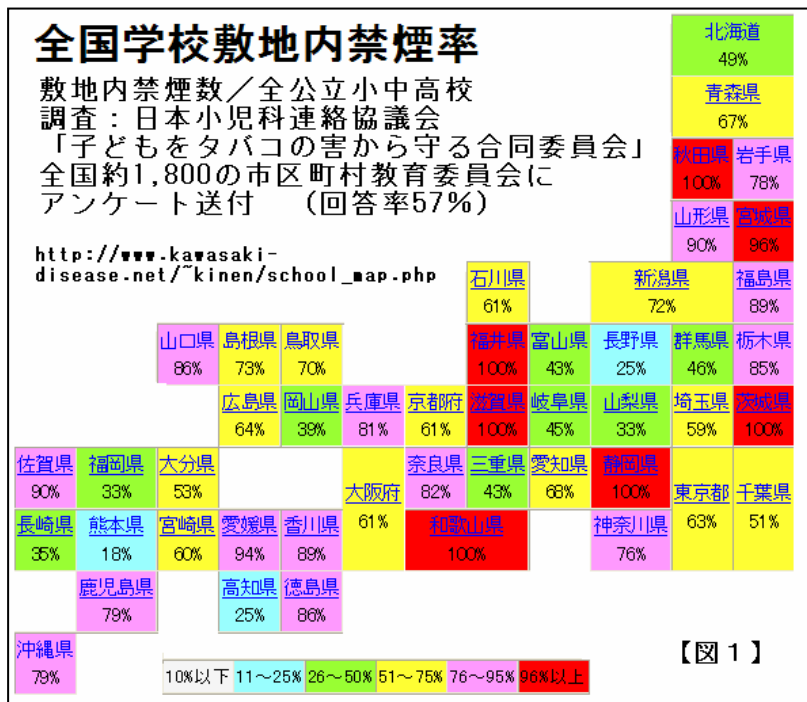
1. はじめに

学校敷地内禁煙を実施するには、学校内の環境衛生管理や薬物乱用防止活動を行う学校薬剤師の取り組みが期待される。学校薬剤師に、学校敷地内禁煙の問題提起を行い、実態調査の協力を得たことで、この問題の重要性が認識され、今後の敷地内禁煙推進の立役者になると考える。

2. 学校の敷地内禁煙

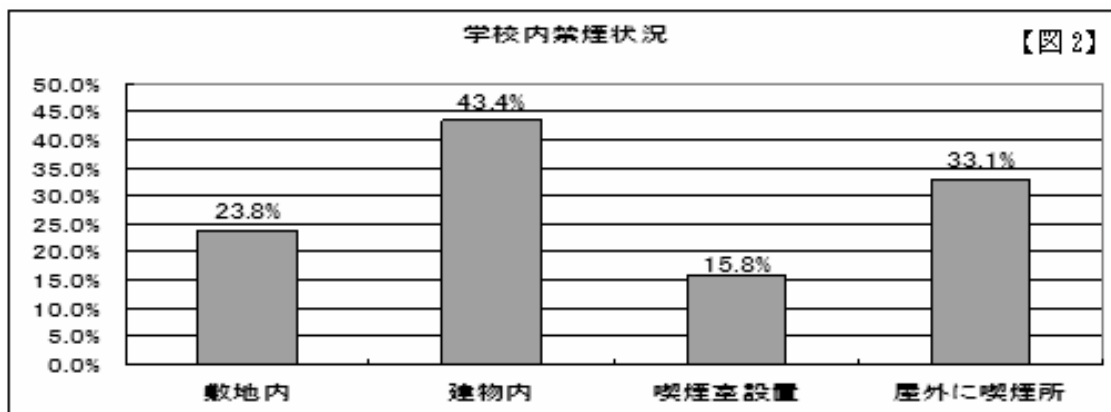
日本小児科連絡協議会の調査結果¹⁾によると、公立小・中・高等学校の敷地内全面禁煙は、全国35,938校のうち、23,652校(65.8%)であった。100%実施は6県あり、熊本18%で全国最下位であった(図1)。この内容は、平成21年5月に開催されたくまもと禁煙推進フォーラム総会で川俣幹雄氏が発表した後、熊本日日新聞、朝日新聞の記事としても掲載された。

学校の環境衛生を管理する立場にある学校薬剤師に関わる問題であり、熊本県内の学校薬剤師と共に学校敷地内禁煙の推進を行う必要があると考えた。そこで、(社)熊本県薬剤師会健康教育プロジェクトと連携し、熊本県内の学校薬剤師の協



①学校内の禁煙状況について（図2）

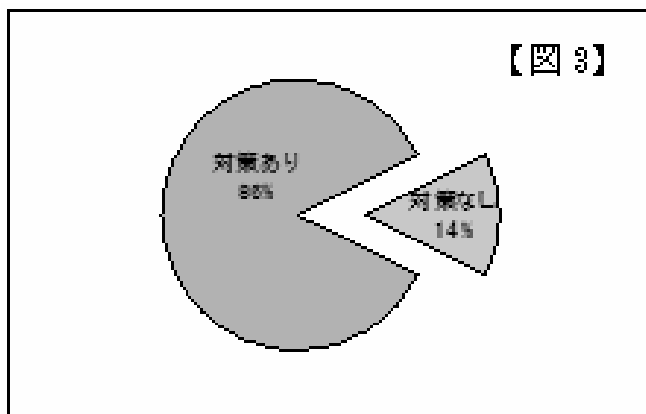
学校内の禁煙状況は、最も多いものは建物内禁煙、屋外に喫煙所、敷地内禁煙の順であった。



②禁煙対策について

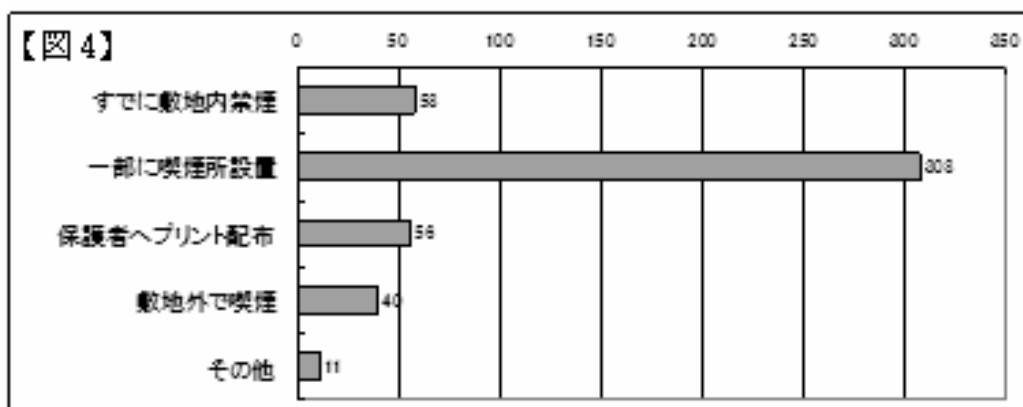
A. 運動会などの保護者参加の学校行事の際、喫煙対策を何かされていますか？（図3）

⇒ [対策あり 86%・なし 14%]



B. 対策がある場合は、どのようなことですか？（図4）

一部に喫煙所設置 308 校、すでに敷地内禁煙 58 校、保護者へプリント配布 56 校、敷地外で喫煙 40 校の順であった。



【記載されていたその他対策等意見】

- ・敷地内禁煙になっているのだが、数人がベランダや職員室の外で吸っている。
- ・バケツを用意する。

- ・喫煙者は特定のベランダ（職員室外）で自然に集まって喫煙している。
- ・来客用に校長室横のベランダに喫煙所を設けている。
- ・喫煙エリアを設けている。
- ・駐車場にて喫煙する。
- ・地域の人たちの集会所としても使われており、そのため喫煙がある。
- ・敷地内に喫煙所を設置しているため、喫煙している姿が生徒の目に入る。
- ・喫煙者の横を通るので喫煙所の再考が必要と思う。
- ・本校は校舎の裏側で吸われているため、子どもも周知している部分がある。
- ・職員室にいない、イコールタバコだという印象があり、教育の一環としてはどうかかな？と思うことがある。

C. 対策によって、困ったことや保護者からの苦情について

以下に記載された意見を集約して掲載する。

【禁煙ルール違反に関するもの】

- ・決められた喫煙場所以外での喫煙があり、吸殻がたくさん落ちている。
- ・敷地内禁煙というルールを守らない保護者も多い。
- ・喫煙所の設置と禁煙の呼びかけをしているが、それが守られない状況にある。
- ・設置した喫煙場所以外の場所での喫煙があり、側溝等にゴミが捨てられていることがある。
- ・事前にプリント配布をしたが、周知が徹底できず指定外で喫煙されていた。
- ・運動会のプログラムに一行禁煙と書いて協力を呼びかけたが、グラウンドのあちこち吸殻が捨ててあった。

【子どもの家庭や保護者の意見に関するもの】

- ・6年生の家庭調査にて家庭で喫煙する人が、8割を超えており、子どもたちの家庭の喫煙率は高いと思う。
- ・タバコ農家が多く気を使う。
- ・昨年、役員による禁煙の呼びかけに、一人の保護者が立腹した。
- ・保護者から不満が寄せられた。

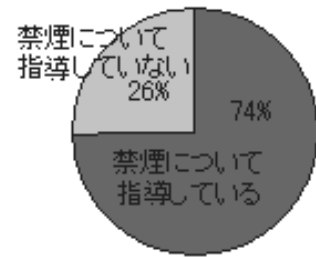
【モラル・倫理等に関するもの】

- ・一部の父兄のモラルの低下しており、学校からお願いしても聞いてもらえないことが多いと感じる。
- ・保護者の喫煙マナーが悪い（子どもの受動喫煙、吸い殻のポイ捨て等）。
- ・喫煙場所をトイレのそばにしたので、トイレが使いにくいなどの苦情があった。
- ・陰で「何故吸えないのか？」といった声があるようだが、直接のクレームとしては言われることはない。
- ・全面禁煙の声はなかった。

③生徒への喫煙防止教室について

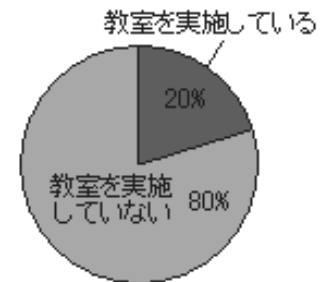
A. 薬物乱用防止教室で喫煙防止について指導されていますか？

⇒ [指導している 74%・指導していない 26%]



B. 薬物乱用防止教室とは別に、喫煙防止教室を実施していますか？

⇒ [実施している 20%・実施していない 80%]



C. 実施していない場合、薬剤師など外部講師を希望しますか？

⇒ [希望する 63%・希望しない 37%]

(3) 学校敷地内禁煙調査の考察

①学校敷地内禁煙率

本調査では、23.8%と日本小児科連絡協議会の調査結果 18%より高めとなった。その理由としては、幼稚園・養護学校など 22 施設(回答数の約 4%)が集計に含まれていることと、回答率の違い(57%⇒本調査 72%)、本会の調査時期が直近であったこと等が考えられる。

②受動喫煙

建物内に喫煙室を設置している学校が、219 施設(15.8%)ある。建物内の完全分煙には、莫大な費用をかけた設備が必要であることから、実際には分煙が不十分であり受動喫煙がおきていると考えられた。

③生徒への喫煙防止

屋外に喫煙所を設置している 167 (33.1%) の学校では、教職員の喫煙の姿が生徒の目に触れ、喫煙に対する好奇心を持たせ、喫煙の助長をしていると考えられた。

4. 学校薬剤師について

(1) 法的根拠と身分

学校薬剤師は、学校保健法の定めるところにより、幼稚園・小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・盲学校・聾学校・養護学校に至るまで、大学を除く国立・公立・私立の学校全てに委任委嘱される。公立学校の場合は、地方公務員特別職、国立学校の場合は、非常勤の国家公務員の一般職にあたる²⁾。

(2) 職務

学校薬剤師の職務は、学校保健法施行規則第 25 条に規定されている。

第 22 条の 2 の環境衛生検査に従事し、学校環境衛生の維持および改善に関し、必要な指導と助言を行い、必要に応じ学校における保健管理に関する専門的事項に関する技術および指導に従事することとある。(学校環境衛生検査 15 項目：照度及び照明環境・騒音環境および騒音レベル・教室の空気・飲料水の管理・学校給食の食品衛生・水泳プールの管理・排水の管理・学校の清潔・机、いすの整備・黒板の管理・水飲み、洗口、手洗い場の管理・足洗い場の管理・便所の管理・ゴミの処理・ネズミ、衛生害虫等)³⁾

(3) 学校薬剤師の喫煙管理

「学校環境衛生の基準」の空気清浄度の判定基準は、一酸化炭素は 10ppm (0.001%) 以下、浮遊粉塵は 0.10mg/m³ 以下である⁴⁾。喫煙者の呼気からは概ね数十 ppm の一酸化炭素が排出され⁵⁾、1 本のタバコからは約 10mg の浮遊粉塵が発生する⁶⁾。喫煙者と非喫煙者がいる教員のそれぞれの教室で、一酸化炭素と浮遊粉塵の検査を行い、その比較によって敷地内禁煙の重要性の指導助言を行うことができる。

5. 学校敷地内禁煙の基礎知識

(1) 学校敷地内禁煙の意義⁷⁾

- ①健康教育推進の視点から、喫煙防止教育の一層の充実を図る。
- ②受動喫煙による健康被害から、子どもたちを守る。
- ③子どもたち(未成年者)の喫煙は、非行や薬物乱用の入り口となる。
- ④大人が喫煙しないという望ましいモデルを子どもたちに示すことは重要である。
- ⑤健康増進法において、施設管理者は受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない。

その他にも以下のような敷地内禁煙の意義がある。

- ⑥敷地内禁煙化により、職員の禁煙を推進し、職員の健康増進と疾病予防につながる。
- ⑦職員や来賓者への受動喫煙による健康被害を防止する。
- ⑧インフルエンザ感染率低下など学校内の感染症対策になる。
- ⑨タバコ対策に必要な設備投資が不要になり、備品の損傷を予防する。
- ⑩喫煙タイム(例：1 回 5 分として 1 日 10 回で 50 分)による教職員の余分な休憩時間を少なくすることができる(業務改善)。

(2) 受動喫煙

平成 14 年 7 月 26 日制定、8 月 2 日公布、2003 年 5 月 1 日施行の健康増進法において、学校の受動喫煙防止が制定された。学校敷地内での受動喫煙による健康被害が発生した場合、管理者(学校長など)を相手に告訴することが可能な状況であり、もしそういう事態になった場合、学校薬剤師が指導助言をしていないことは、問題になる可能性がある⁸⁾。

実際に名古屋市では、中学校教諭が名古屋市を相手取り、受動喫煙を防止することを求める裁判が起きている⁹⁾。一審判決では、「健康増進法は努力義務であって、全面禁煙や完

全分煙を義務付けるものではない」という名古屋市の主張は立法趣旨を反するものであり採用できない、と判断された。また、屋内・屋外を含めた受動喫煙の害を認めている。さらに喫煙は、公共性や公益上の必要性のある行為と迄はいえないこと、一人の喫煙で多数が受動喫煙に遭うことを考えれば、受動喫煙防止の措置をとるべきとされた。

【健康増進法 第五章 第二節 受動喫煙の防止 第25条】¹⁰⁾

学校，体育館，病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店，事務所，官公庁施設，飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は，これらを利用する者について，受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において，他人のたばこの煙を吸わされることをいう）を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（３）分煙効果判定の基準¹¹⁾

分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成14年6月）によると、分煙効果の評価方法や分煙のあり方等について検討を行い、新しい分煙効果判定基準を取りまとめたが、タバコのガス成分の除去が不十分であること等の課題が以下に通り報告されている。

- ① 屋内に設置された現有の空気清浄機は、環境タバコ煙中の粒子状物質の除去については有効な機器があるが、ガス状成分の除去については不十分であるため、その使用にあたっては、喫煙場所の換気に特段の配慮が必要である。
- ② 受動喫煙防止の観点からは、屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法を推進することが最も有効である。
- ③ 受動喫煙防止およびきれいな空気環境を保持する観点から、環境タバコ煙成分をすべて処理できる空気清浄機の機能強化が求められるが、現在においてタバコ煙成分すべてを処理できるものはないのが現状であり、より有効なガス状物質を除去できる適切な機器の開発が今後の課題である。
- ④ 環境タバコ煙の適切な指標となるガス状成分の除去率を定量できる手法を確立する必要がある。

（４）受動喫煙対策の種類と効果（建物）¹²⁾

敷地内禁煙は、右記の表のように費用が安く確実な方法である。

	内容	受動喫煙防止効果	メリット	デメリット
敷地内禁煙	建物内外を含む敷地内での一切の喫煙を禁止する	◎	費用は最少 喫煙者削減効果は最大	隠れ喫煙の危険性 敷地外喫煙による周囲への迷惑
建物内禁煙	建物内は禁煙だが、建物外に喫煙場所がある	○ (出入り口や動線との関係による)	喫煙者削減効果は多少あり 分煙より安価	屋外喫煙所費用 屋外での受動喫煙の可能性
完全分煙	換気装置によって禁煙空間と完全に遮断する	△	喫煙者の抵抗は少ない	受動喫煙を完全には防げない。 屋内喫煙所のスペースと費用が必要 従業員に被害あり
不完全分煙	喫煙場所を指定するが、禁煙空間にタバコ煙が広がる	×	なし	受動喫煙が防げない
喫煙対策なし	どこでも喫煙自由	×	なし	受動喫煙が防げない

(5) 実施の際にあった質疑応答(Q & A)(福岡県教育委員会資料より)¹³⁾

①健康増進法等の喫煙対策に関する法令によると、受動喫煙を防止するためには、完全分煙で十分ではないのか。

答：完全分煙だけでは、換気扇による排出ガスの流れ等によっては、教室に逆流するなど児童生徒の健康を守りきれない。また、「生き生き健康ふくおか21」においては、公共施設の全面禁煙を目指している。県立学校においても、全面禁煙が抜本的な対策と考え、完全分煙ではなく学校の敷地内全面禁煙化に取り組もうとしています。

②なぜ敷地内全面禁煙なのか。建物内禁煙で十分ではないのか。

答：学校における受動喫煙防止対策については、児童生徒に対する喫煙防止教育を推進する観点から、子どもたちを積極的にたばこの害から守るといった姿勢を示すことが求められています。そのため、敷地内全面禁煙とするものです。

③同窓会館等の敷地内学校関連施設や体育大会・文化祭等、保護者や地域の人々が学校に出入りする場合や機会でも喫煙はできないのか。

答：受動喫煙防止対策が十分に行われ、かつ喫煙防止教育上の配慮がなされている場合限り、学校長の判断により、当分の間喫煙を許可することができます。

④禁煙の実施についての周知はどのように行うのか。

答：職員や定時制などの成人した生徒だけでなく、来客者、同窓会、PTA などにも事前説明し、協力をお願いしていかねばなりません。また、校内への禁煙の掲示などにより、周知徹底を図っていきます。

⑤現在設置している空気清浄機はどうしたらよいのか。

答：通常の空気清浄機として使用するようによしてください。

⑥喫煙している職員が禁煙を目指す場合に、何か支援してもらえるのか。

答：今後、禁煙を目指す教職員などを対象とした事業を実施する予定です。

6. 今後の学校敷地内禁煙の取り組み方

(1) 教職員の喫煙者数、喫煙場所を確認

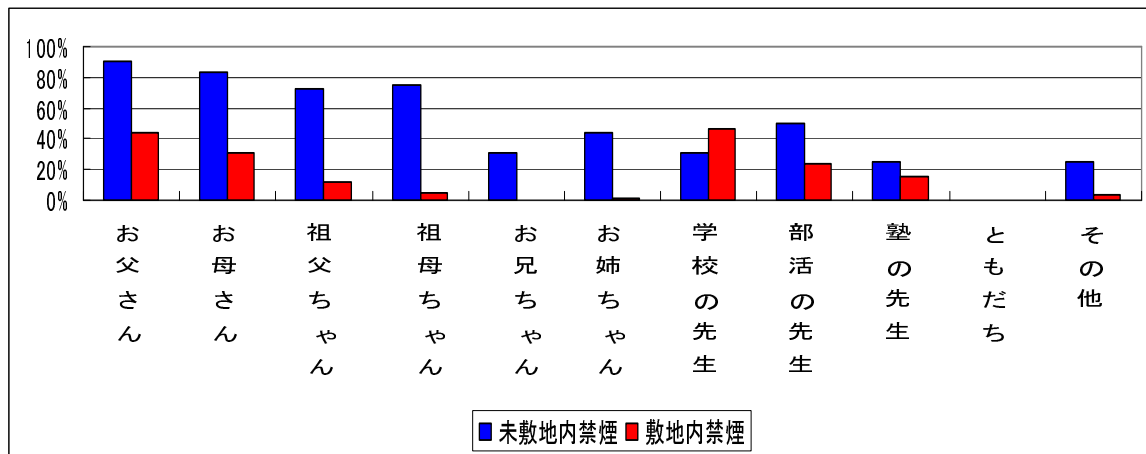
学校敷地内禁煙に関するアンケートで、「喫煙室を設置」「屋外に喫煙所を設置」の学校では、喫煙場所を確認する。可能であれば写真を撮り、換気方法やドアの密閉度、生徒から見えるか、タバコのニオイ等気付いたことを記録する。

敷地内禁煙実施校であっても、教職員に喫煙者がいる場合、どこで喫煙をしているか確認をする必要がある。喫煙防止講演を行った際に行ったアンケート調査を以下に示す。

【学校】敷地内禁煙実施小学校1校、未敷地内禁煙小学校1校 計2校

【対象】小学6年生 敷地内禁煙実施校63名、未敷地内禁煙校72名

◎ あなたのまわりでタバコを吸う人は？（複数回答可）



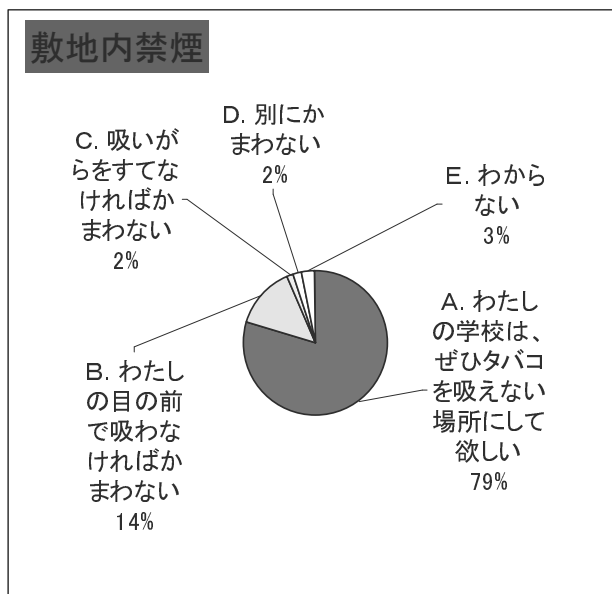
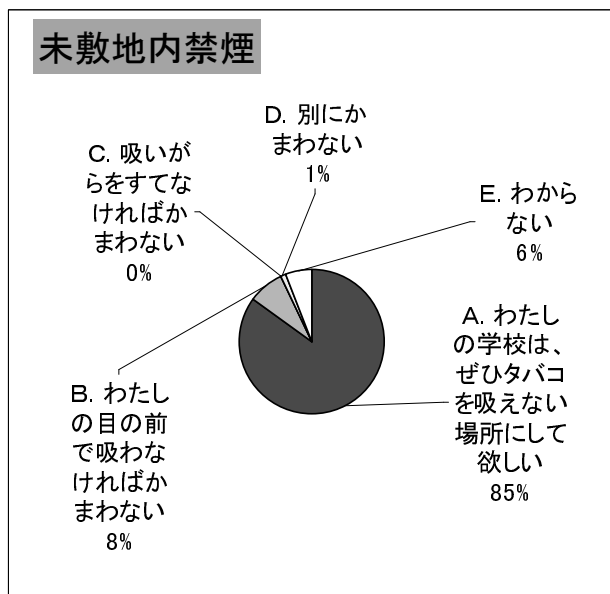
考察：聞き取り調査で、敷地内禁煙を実施している学校の教員に、2名の喫煙者がいることが判った。喫煙場所は、自家用車内であった。生徒の半数が、先生の喫煙を認識している。その理由は、喫煙の目撃かタバコのニオイによるものとする。また2校を比較すると、敷地内禁煙を実施していない学校の家族の禁煙率が高い。そのような環境から、敷地内禁煙が実施できていない可能性があるが、敷地内禁煙を実施すると、「喫煙は、学校で行ってはいけないこと＝悪いこと」と感じ、家族の喫煙率が下がる可能性もあると考える。

（２）「子どもたちのために」を大義名分として

学校敷地内禁煙を成功させたある学校長は、学校だけの問題と捉えず、地域を巻き込み「子どもたちのために」という大義の下、大人が多少不便を感じても採るべき対策を実行することに全力を傾けた。まずは、学校敷地内禁煙化を地域の人々の理解と協力を得るため、現在直面している問題を熱く語った。この際、注意したポイントが「タバコを吸わないように」ということではなく、「子どもたちや自分たちの健康のために（タバコを吸う場所を）考えてみませんか？」と、喫煙する大人を刺激しないように、また拒絶されないように、非常にうまい言い回しで地元住民にアプローチをした。おかげで、すんなりと校長の意向が受け入れられたとある¹⁴⁾。

喫煙防止（薬物乱用防止）教室実施の際、生徒へタバコに関するアンケートを実施し、以下のようなデータを示しながら、「子どもたちのために、敷地内禁煙を考えましょう」とアプローチすれば感情的になることはないとする。

子どもたちに「あなたは、あなたの学校をタバコの吸えない場所にしてほしいですか？」と尋ねたところ以下のような回答内容（敷地内禁煙を実施している学校の生徒でも、実施していない学校の生徒でも、「学校は、ぜひタバコを吸えない場所にして欲しい」という意見がほとんど）であった。



7. おわりに

学校薬剤師は、非常勤職員であるが、学校外部の者として委嘱されている。その理由は、第三者として客観的に学校内の喫煙状況を評価し、指導助言をするためである。日頃、生徒たちに薬物乱用防止教室で喫煙防止教育を行っているが、学校敷地内禁煙を推進するためには、教職員、保護者や地域住民に対しても「子どもたちのために」という大義をもって会議や講演会で情報提供をして行くことが重要と考える。くまもと禁煙フォーラムの2009年の標語を「学校こそまず禁煙」とした。

参考文献

- 1) 全国公立学校禁煙マップ（厚生労働科学研究費補助金による）
http://www.kawasaki-disease.net/~kinen/school_map.php
- 2) 日本学校薬剤師会：学校薬剤師の仕事。 <http://www.nichigakuyaku.org/>
- 3) 日本学校薬剤師会編集発行：学校薬剤師必携，pp59-69，2006.
- 4) 文部科学省：報道発表。 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/14/02/020202.htm
- 5) 厚生労働省：最新たばこ情報。 <http://www.health-net.or.jp/tobacco/risk/rs160000.html>
- 6) 大阪府立公衆衛生研究所：たばこによる室内環境，健康への影響と対策，1998。
<http://www.iph.pref.osaka.jp/news/vol5/5-3.html>
- 7) 社団法人日本小児保健協会：学校保健委員会報告。
http://www.jschild.or.jp/iinkai.html#houkoku_02
- 8) 学校の禁煙化を支援するホームページ。 <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/gakkou/>
- 9) 名古屋・健康増進法第25条訴訟。 <http://nosmoke.hp.infoseek.co.jp/nagoya/index.shtml>
- 10) 厚生労働省：受動喫煙防止対策について。
<http://www.mhlw.go.jp/topics/tobacco/houkoku/judou.html>

11) 厚生労働省ホームページ：分煙効果判定基準策定検討会報告書.

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2002/06/h0607-3.html>

12) 日本禁煙学会編：禁煙学（南山堂），pp28-30，2007.

13) 福岡県学校薬剤師会：福岡県立学校敷地内全面禁煙の取り組みのための資料集．福岡県教育委員会．

<http://www.fk-gakuyaku.jp/html/kankyoku/kankyo.html>

14) 日本禁煙学会編：禁煙学（南山堂），pp153-156，2007.